

議会運営委員会記録

開会年月日	令和4年11月28日
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午前11時53分
出席委員名	○鈴木豊司 久保 真 上村和生 楠木宏彦
	野口佳子 辻 孝記 藤原清史 浜口和久
	世古 明（議長）
	北村 勝（委員外議員）
欠席委員名	西山則夫
署名者	久保 真 上村和生
担当書記	奥野進司
協議案件	1 12月市議会定例会の議事日程について
	2 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について
説明者	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

会議の概要

鈴木副委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に久保委員、上村委員の両委員を指名決定した。

始めに「12月市議会定例会の議事日程について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり議事日程の説明があり、発言もなく、議会事務局説明のとおり決定した。

議会運営委員協議会開会のため休憩を挟み、その後委員会を再開し、「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について」を議題とし、奥野議事係長から、別紙のとおり訂正箇所の説明の後、伊勢市議会委員会条例から協議に入り、協議の後、別紙「協議修正後資料」のとおり修正することを決定した。

●特に議論をし、修正した箇所

委員会条例

- ・ 第17条第2項に関連して、委員長がオンラインで参加する場合の委員長職についての考え方、解釈について、委員長の職を執る者は事務局と連携する必要があることから、副委員長が委員長職を執り、委員長は委員としてオンラインで参加とすること、委員長、副委員長がオンラインの場合は、年長委員が委員長職を執り運営することを確認し、運営要綱第4条の「原則、委員会室に参集するものとする」はそのままとすることとした。
- ・ 第17条第2項について、委員長職を執る者は委員会室に参集することと確認したため、委員長職を執る者が単独でオンライン参加をすることがなく「前項の委員長又は委員で」を「前項の委員で」に変更。
- ・ 「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法」の定義を「オンラインによる方法」から「オンライン」に変更。

会議規則

- ・ 第163条の2「協議の場の開催方法の特例」のオンラインでの会議を協議会まで広げることについて、正式に物事を決定する場ではない協議会まで、非常時にオンラインで開く必要があるのか、全員協議会は次の段階ではとの意見、また、通常の常任委員協議会は委員会の後に開かれることが多く、常任委員協議会も含めてもよいのではという意見などがあり、協議の結果、常任委員協議会についてはオンラインで開くことができるようにし、全員協議会を含めないこととした。また、文案については、正副委員長に一任することを決定した。
- ・ 第92条の2「法第109条第9項の規定に基づく条例」を「伊勢市議会委員会条例（平成17年条例第212号。以下「条例」という。）第14条の2第3項」に、「オンラインによる方法」を「オンライン」に変更することを確認。第115条第3項、第127条、第139条第3項も同様。

オンライン委員会運営要綱

- ・ 第5条「本人確認」にある「開催」という文言について、「開催はいつからいつまで開くという行為であり、開会はこれから会議を始めるということで「開会」でいいの

では」という意見、また、「開会」は会議の初日に会議を開くことで、2日目以降は「開議」であるため、「開催」で問題ないのでは」との意見もあったが、協議の結果、「開催」「開議」を使用せずに、「開く」を使用することとした。また、第8条第2項「委員会開催予定時刻30分前までに」を「委員会を開く30分前までに」とすることとした。

- ・ 第9条「表決の方法等」では、「オンライン委員の表決は挙手と発言により行い、委員会室に参集し出席している委員の可否は、これまで起立採決で行っていたことから、挙手でなく起立でお願いしたい」と委員長から発言があり、協議の結果、オンライン委員の表決は挙手と発言で、委員会室に参集し出席している委員の可否は、起立採決で行うことを確認した。
- ・ オンライン委員会では、投票による表決を行うことができないことを確認した。
- ・ 第11条「その他」では、オンライン委員会の運営に疑義が生じた際の対応については、「議会運営委員会において決定する」との協議案を改め、当該オンライン委員会で決め、対応することとした。また、当該オンライン委員会で結果が出せないとき、常任委員会間で調整が必要な時は、議長の判断、あるいは議長から議会運営委員会へ諮問するなどの対応をすることを確認した。

以上の協議の後、今後の予定として、12月12日開催の新委員による議会運営委員会において、これまでの協議について説明し、新たな議会運営委員会にこれまでの協議内容を引き継ぐことを決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和4年11月28日

副委員長

委員

委員

【12月定例会の議事日程について】

それでは、議長に変わりました御説明申し上げます。

12月定例会に提出されます案件は、お手元の案件表のとおり、当局提出案件としまして、議案が第95号から第117号までの23件と報告が第9号及び第10号の2件、合計25件でございます。

内訳を申し上げますと、議案につきましては、補正予算が8件、条例が8件、指定管理者の指定が4件、規約の変更に関する協議が1件、市道関係が1件、人事案件が1件、そして報告が2件でございます。

また、議会提出案件といたしましては、12月9日に任期満了となります常任委員会委員、及び議会運営委員会委員のそれぞれの選任議案2件でございます。

それでは、お手元の日程案を御覧ください。

12月定例会は12月5日月曜日に開会、12月21日水曜日までの17日間をお願いいたします。

会議規則の規定による休会日は、12月10日、11日、17日及び18日でございます。

まず、12月5日月曜日は午前10時に本会議を開会いたします。

議案等説明員の報告等諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて会期の決定をお願いいたします。

次に、「議案第95号」から「102号」の補正予算8件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第103号」から「110号」までの条例議案8件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第111号」から「114号」までの、指定管理者の指定議案4件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第115」の規約の変更に関する協議議案1件を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第116号」の市道関係議案1件を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

ここで本会議を休憩し「全員協議会」を開会いただくことといたしております。

協議案件は、「伊勢市教育委員会委員について」でございます。人事案件でございますので、秘密会としていただきます。

全員協議会の閉会后、本会議を再開していただき、「議案第117号」の人事案件1件を上程し、それぞれ当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して即決いただきます。なお、採決につきましては、起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

以上でこの日は散会となりますが、この後、「広報広聴検討分科会」をお願いすることといたしております。

次に、6日火曜日ですが、午前10時に本会議の継続会議を開き、常任委員会及び議会

運営委員会の委員の選任をお願いいたします。

なお、議事整理のため暫時休憩を挟みながら、3ページ欄外にあります選任等をお願いすることもございます。役員改選には、6日と7日の2日間を充てることとしておりますが、その成り行きによりましては、議会運営委員会、各派代表者会議、全員協議会を、適宜、お開きいただくこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。

質疑・一般質問の通告につきましては、役選がございますので7日水曜日の午後3時とさせていただきますので、御注意いただきますようお願いいたします。通告書につきましては、記載例を参考に具体的に要旨をお書きの上、必ず、発言者御本人から提出していただきますようお願いいたします。

8日と9日は、議案の精読のため、議決で休会としていただきます。

次に、12日月曜日でございますが、議会運営委員会の新たな委員の任期が12月10日からとなりますことから、12日の9時から正副委員長の互選を、終了後、質疑・一般質問の順番等をお決めいただきます。

その後、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第95号外7件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ関係常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第103号外7件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ所管常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第111号外3件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ教育民生委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第115号」を上程し、質疑の後、総務政策委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第116号」を上程し、質疑の後、産業建設委員会に審査付託いたします。

次に、一般質問の通告がありましたらここで一般質問をお願いすることといたしております。

以上でこの日の日程は終わり、散会となります。

一般質問は12日から14日までの3日間を充てておりますが、質疑・一般質問が早く終了した場合は、残る日程を議決で休会としていただく場合もありますので、御承知おきください。

次に、「常任委員会」でございますが、新たな委員の任期が12月10日からとなりますことから、12日の本会議散会後に総務政策委員会・教育民生委員会・産業建設委員会の順に開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

また、各種委員の推薦のため、協議会をお開きいただくこととなりますので、御承知おきください。

次に、13日の本会議散会後には、議会のあり方調査特別委員会全体会の開催をお願いいたします。

次に、「常任委員会での審査」につきましては、15日木曜日、16日金曜日及び19日月曜日の3日間を充てております。

15日木曜日は、産業建設委員会、16日金曜日は、教育民生委員会、19日月曜日は総務政策委員会の順で、いずれも午前10時から開催をお願いいたします。

次に、20日火曜日は議事整理のため議決で休会とさせていただきます。

次に、最終日の12月21日水曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開き

願い、この日の議事について御審査いただきます。

続いて、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第95号外7件一括」を上程し、関係常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第103号外7件一括」を上程し、所管常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第111号外3件一括」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第115号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第116号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、討論をされる方は、前日の12月20日火曜日正午までに、討論の通告書を御提出いただきますようお願いいたします。

次に、「報告第9号」及び「第10号」の2件を一括上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

以上で、12月定例会提出の全議案を議了し閉会となりますが、議会閉会后、必要な場合には、「全員協議会」をお開きいただき、各種委員の推薦をお願いいたします。

次に、最後になりますが、全員協議会閉会后に「広報広聴検討分科会」をお願いすることといたしております。

以上のとおり、日程案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

【オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について】

それでは御説明申し上げます。

前回の議会運営委員会におきまして、楠木議員から御指摘いただきました件、また、追加で訂正をお願いしたいところがありますので、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

資料1-2、5ページ、会議規則第129条の「委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者に起立又は挙手をさせ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する」とありますが、「起立者の多少を認定して」を「その多少を認定して」と訂正をお願いします。

次に、資料1-3、1ページ、要綱第3条ですが、前回、楠木委員さんから指摘をいただきまして、第3条の4行目の「申出なければならない」については、動詞ですので「申し出」と平仮名の「し」を追加をお願いします。

次の行の「緊急にオンラインで出席をする必要がある場合は」というところの「出席」ですが、「参加」と訂正をお願いします。

以上でございます。